

京都市保健所運営協議会副会長の選任

京都市保健所運営協議会の開催にあたり、「京都市保健所運営協議会条例」

第4条の規定に基づき、副会長を選任する。

副会長

京都市保健所運営協議会条例（抜粋）

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。